

令和 8 年度糸島市子ども芸術体験事業実施業務の委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この実施要領は、糸島市（以下「本市」という。）が令和 8 年度糸島市子ども芸術体験事業実施業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により、価格のみならず、企画力、技術力、専門性、実績等の点から最適な事業者を選定するため、必要な事項を定めるものである。

2 委託業務概要

- (1) 業務名 令和 8 年度糸島市子ども芸術体験事業実施業務
- (2) 業務内容 令和 8 年度糸島市子ども芸術体験事業実施業務企画提案仕様書(別紙)のとおり
- (3) 委託期間 契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで

※本業務において「子ども」とは、0 歳から 18 歳（高校 3 年生の年度末）をいう。

3 本業務の見積金額の限度額等

金 1,933,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

※限度額は、提案にあたっての上限の額であり、契約額を示すものではないことに留意すること。

4 支払い要件

本業務の支払方法については、本市と受託者との協議により決定する。

5 契約締結までのスケジュール

内 容	日 程
実施要領の公表、公募開始	令和 8 年 6 月 18 日（木）
質問書受付期限	令和 8 年 6 月 29 日（月）12 時必着
質問書への回答	令和 8 年 7 月 3 日（金）12 時までに回答
参加申込書受付期限	令和 8 年 7 月 10 日（金）12 時必着
参加資格審査の結果通知	令和 8 年 7 月 21 日（火）まで
企画提案書及び見積書（以下、「企画提案書等」という。）の提出期限	令和 8 年 7 月 28 日（火）12 時必着
プレゼンテーションの日程と実施概要の通知	令和 8 年 7 月 29 日（水）
プレゼンテーション実施日	令和 8 年 8 月 4 日（火）予定
受託候補者決定・公表・結果通知	令和 8 年 8 月 5 日（水）予定

6 参加資格要件

プロポーザルに参加する資格を有する者は、法人その他の団体（以下「法人等」という。）であって、法人等またはその代表者が次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であるこ

と。

- (2) 糸島市暴力団排除条例（平成 22 年糸島市条例第 200 号）に掲げる暴力団及び暴力団員でない者、また、暴力団及び暴力団員に関与していない者であること。
- (3) 糸島市において、営業停止及び指名停止等の期間中でない者であること。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続きの開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続き開始の申立てがなされていないこと等、経営状況に著しく不健全な点がない者であること。
- (5) 法人税、消費税及び地方消費税、住所または主たる事務所等の所在地における県税及び市税に滞納がない者であること。
- (6) 本事業を遂行するために必要とされる知識、技術、実績等を有していること。

7 質問書の提出及び回答

本業務にかかる説明会は開催しない。質問については、質問書（様式 7）を用いて電子メール（bunka@city.itoshima.lg.jp）にて受け付ける。電子メール送付後、速やかに送信した旨の電話連絡を行うこと。

なお、電話又は口頭による質問は受け付けない。

- ・質問受付期限：令和 8 年 6 月 29 日（月）12 時
- ・質問に対する回答：電子メールにて随時、質問者へ回答する。併せて、糸島市ホームページにおいて質問者を匿名にして、随時公表する。なお、回答の内容は、本実施要領、仕様書に記載する内容の追加又は変更とみなす。

8 参加申込書類の提出

(1) 提出書類

- ① 参加申込書 (様式 1)
- ② 法人等概要書 (様式 2)
- ③ 誓約書 (様式 3)
- ④ 過去の主な類似業務の実績等 (様式 4)
- ⑤ 誓約書（暴力団排除条例関係）・役員名簿 (様式 5)
- ⑥ 添付書類

ア 登記簿謄本（登記事項証明書）（3 か月以内に発行されたもの。複写可）団体等で登記がない場合、規約・会則、代表者を定めた書面、所在地や事務所を示す資料

イ 直近の法人税、消費税及び地方消費税、住所または主たる事務所等の所在地における県税及び市税の滞納がないことの証明書（3 か月以内に発行されたもの。複写でも可。）団体等で納税義務がない場合、その代表者に滞納がないことの証明書

ウ 事業概要のわかるパンフレット等

(2) 提出部数 各 1 部

(3) 参加申込関係書類の配布 本市ホームページから取得のこと。

(4) 提出方法 持参又は郵送

(5) 提出期限 令和 8 年 7 月 10 日（金）12 時必着

※受付時間：9 時から 16 時 45 分まで（土・日・祝日を除く。）、なお 7 月 10 日は 12 時ま

でとする。

※郵送による場合は、配達証明等送付を証明できる手段にて送付すること。

9 参加資格の審査

参加申込書を提出した者について、参加資格を有する者であるかの審査を行い、その結果について、参加資格審査結果通知書により通知する。

参加申込書の提出後に、プロポーザル参加を辞退する場合は、参加辞退書（様式6）を提出すること。

10 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

① 企画提案書 6部

※「11 企画提案書の作成方法」に沿って企画提案書の作成をすること。

※表紙に参加者名を記載すること。

② 見積書（内訳の分かるもの） 1部

※参加者名を記載して代表者印を押印し、封筒に入れて密封し、封印すること。

※「12 見積書の作成方法」に沿って見積書の作成をすること。

(2) 提出方法 持参又は郵送

(3) 提出期限

令和8年7月28日（火）12時 必着

※受付時間：9時から16時45分まで（土・日・祝日を除く。）、なお7月28日は12時までとする。

※郵送による場合は、配達証明等送付を証明できる手段にて送付すること。

※期限までに提出がない場合は、辞退したものとみなす。

※提出された企画提案書等について、提出期間終了後の内容の修正又は変更は認めない。

また、提出書類は返却しない。

11 企画提案書の作成方法

(1) 企画提案書は、「令和8年度糸島市子ども芸術体験事業実施業務企画提案仕様書」の内容を踏まえて作成し、「別紙評価表」の評価項目及び評価の視点に即した提案とすること。

(2) 企画提案は1参加者につき1案とすること。

(3) 企画提案書は、専門知識を有しない者にも理解できるように配慮し、簡潔かつ明瞭に記述すること。

(4) 企画提案書の体裁は、原則としてA4判両面長辺綴じ印刷（図表等についてはA3判の折込みも可）20ページ以内（表紙及び目次はページ枚数に含まない）とし、縦、横は問わない。

(5) 表紙には、「令和8年度糸島市子ども芸術体験事業実施業務」と記載し、提出年月日及び参加者名を表示すること。

(6) 目次及びページ番号を付すこと。

(7) 業務の一部の再委託を予定している場合は、その内容と再委託先の名称、代表者名、所在地を明記すること（A4判で様式は任意）。

12 見積書の作成方法

- (1) 見積金額の限度額内での提案を行うこと。
- (2) 様式は任意とする。
- (3) 金額については、消費税及び地方消費税を除いた価格、税込み価格（総額）をともに記載すること。
- (4) 内訳書（算定根拠）を添付し、具体的な内容が分かるよう金額を表示すること。
- (5) 金額の訂正は不可とし、その他の記載事項を訂正する場合は、該当箇所に押印すること。
- (6) 見積価格が著しく低額であるなど、契約の履行がなされない恐れがあると市が認めるとき、又は、契約締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不適当と認められるときは、調査のうえ、契約を締結しないことがある。なお、調査に当たり、必要な資料の提出を求められた場合は、追加での資料提出を行うこと。

13 選定方法

受託候補者の選定は、令和 8 年度糸島市子ども芸術体験事業実施業務受託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）により、別紙評価表の「評価項目」及び「評価の視点」に基づく審査を行い、評価の合計得点が最も高い提案者を受託候補者として選定する。

なお、合計得点が最も高い提案者が 2 者以上ある場合には、「評価項目」及び「評価の視点」のうち、以下の i ～ v の優先順に指定する評価点が高い者を選定する。

- i 「提案項目②（企画実施）」に係る評価点の合計
- ii 「全体評価」のうち「提案内容の実現性」に係る評価点
- iii 「提案項目①（管理運営）」に係る評価点
- iv 「提案項目③（周知活動）」に係る評価点
- v 「業務実績」に係る評価点

それでもなお同点の者がいる場合は、くじ引きにて受託候補者を決定する。

ただし、審査にあたっては最低水準を 60 点（満点 100 点）とし、最低水準未満の得点の場合は、受託候補者の対象としない。このため、提案者が 1 者の場合でも審査を行う。

(1) 書類選考による選定

5 者より多くの参加申込があつた場合は選定委員会が企画提案書等について別紙評価表の評価項目及び評価の視点に基づき書類審査を行い、5 者程度を選定し、選定された者のみでプレゼンテーションの審査を実施する。

(2) プレゼンテーションによる選定

選定委員会は、プレゼンテーションにより評価表の評価項目及び評価の視点に基づく審査を行い、評価の合計得点が最も高い提案者を受託候補者として選定する。

(3) プレゼンテーション実施の概要

プレゼンテーションは以下のとおり実施する。説明に当たっては事前に提出した企画提案書等に基づき行うこと。内容の変更及び記載されていない内容の提案は認めない。

① 日時・場所

令和 8 年 8 月 4 日（火）午後 糸島市役所会議室での実施を予定している。

日時、開始時間等の詳細については、7 月 29 日（水）に参加申込書記載の電子メールアドレスへ通知する。

② 配分時間

1 者あたり、30 分（プレゼンテーション 20 分以内、質問 10 分）とする。

③ 参加人数

本業務に直接携わる者 3 人以内とし、業務責任者（本業務全体のマネジメントを担当し、契約後は本市との打ち合わせに参加する者）は必ず出席すること。

④ その他

- ・プレゼンテーションは非公開とする。
- ・プレゼンテーションの順番は、選定委員会で決定し参加申込者に通知する。

14 選定結果の通知

- (1) 選定結果は本市のホームページで公表する。ホームページに掲載する受託候補者名は選定された提案者のみとし、選定されなかった提案者は掲載しない。
- (2) 受託候補者及び選定されなかった提案者に対して、「審査結果通知書」により速やかに通知する。なお、審査結果についての異議、問い合わせは一切受け付けない。
- (3) 選定結果（採点含む）に係る情報公開については、糸島市情報公開条例の規定に則って処理する。

15 契約に関すること

(1) 契約の締結

本市は、受託候補者と契約に向けた協議を行い、委託契約を締結する。

契約時の仕様書の内容は、プロポーザルの企画提案を基本とし、プロポーザルに際し示した仕様書の要件をすべて満たすことを前提とする。なお、プロポーザルの企画提案において、仕様書に記載のない内容が提案され本市が有益な内容であると認めた場合、契約時に追記する場合がある。

(2) 次順位者との協議

受託候補者が委託契約を締結できない事由が発生した場合又は協議が整わない場合には、プロポーザルにおいて次順位となった提案者のうち、順位が上位であった者から委託契約について協議を行うものとする。

(3) 契約に要する費用の負担

契約に要する費用は、すべて受託者の負担とする。

16 その他留意事項

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合には、失格とする。
- (2) プロポーザルに参加する費用は、すべて参加者の負担とする。

17 書類の提出先、問い合わせ先

糸島市 地域振興部 文化課 （担当：松藤・大園）

〒819-1192 福岡県糸島市前原西一丁目 1 番 1 号

電話番号：092-332-2093（課直通） 電子メールアドレス：bunka@city.itoshima.lg.jp